

公立高等学校等入学準備サポート事業

1 事業内容

経済的に余裕のない世帯の高校等へ入学する際の費用負担を軽減するため、山梨県が独自に給付金を支給し支援を行う事業です。

2 必要な手続

給付金を受け取るためには申請が必要です。

※申請は高等学校等へ入学後に行います。

※県外の高校へ進学する場合には、下記お問い合わせ先にご連絡ください。

3 給付金の額

生徒一人につき一律50,000円を支給します。

①制服 ②体育着 ③上履き ④体育館履き

の購入を含めた高校入学の準備に必要な経費が対象です。

※進学する高校等に学校指定の制服があり、着用が必須であることが必要です。

※支給の時期は8月を予定しています。

4 対象者

保護者等全員の道府県民税及び市町村民税の所得割が非課税の世帯が対象です。

※生活保護受給世帯は除きます。

※令和8年4月1日時点で山梨県内に保護者等の住所があることが必要です。

※令和6年の所得申告がされていることが必要です。

5 その他

各学校より、公立高等学校等の入学料減免制度については、お知らせします。

5 お問い合わせ先

公立高校に進学の場合

山梨県教育庁 高校教育課 TEL055-223-1769

私立高校に進学の場合

山梨県総合県民支援局 まなび支援課 TEL055-223-1322